



保護者の皆様へ

平成 30 年 6 月 19 日

大阪府立西淀川高等学校  
校長 重田 明彦

大阪北部を震源とした地震に伴う警報発令時の対応について（お知らせ）

向暑の候、保護者の皆様にはご清祥のことと存じます。平素より本校教育の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨日 1 8 日に発生しました大阪北部を震源とした地震に伴い、広範囲に地盤の緩み等が危惧されていることから、明日に大雨警報が発令された場合、特別警報または暴風警報発令時の対応と同様の対応をとることについて、下記のとおりお知らせいたします。生徒の安全確保のための登校の措置について、よろしくご理解をお願いいたします。

なお、始業等について本校への電話による問い合わせは、電話回線を緊急連絡用として利用しますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

大阪市か北大阪のいずれかの地域に「特別警報」または「**大雨警報**」「暴風警報」が発令された場合、休校等の扱いは以下のとおりです。

- 1 午前 7 時までに解除の時 …… 通常どおり授業を実施  
→午前 7 時の時点で発令中の場合は、自宅待機。
- 2 午前 1 1 時までに解除の時 …… 5 時間目から始業  
→午前 1 1 時時点で発令中の場合は、休校。
- 3 特別警報または大雨警報、暴風警報以外の警報（波浪等）、注意報の発令の時 …… 通常どおり授業や行事を行う
- 4 大阪市か北大阪のいずれかの地域で発令されていなくても、居住地域において特別警報または大雨警報、暴風警報の発表があった場合は、同様とする。